

島牧村における人事行政の運営等の状況について

地方公務員の人事行政の運営の公平性・透明性を高める観点から、地方公共団体の長は、「職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修等の人事行政の運営状況等について」を公表することが、地方公務員法により義務付けられておりますので、その内容について公表するものです。

1 職員の任免及び職員数について

(1) 採用者数（平成28年度）

職 種	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計
一般行政職	4				4
その他					
計	4				4

(2) 退職者数（平成28年度）

職 種	定 年	勸 奨	満 了	自己等	計
一般行政職	3	1		1	5
その他	2				2
計	5	1		1	7

※ 定年退職者のうち、2名
平成29年度において再任用

(3) 職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	定数	増減理由
			平成27年	平成28年			
普通会計 部門	一般行政 部門	議会	2	2		2	欠員不補充
		総務	17	16	△1		
		税務	2	2			
		民生	8	8			
		衛生	10	11	1		
		農林水産	6	7	1		
		商工	1	1			
	土木	2	2				
	計	48	49	1	58	欠員補充 体制強化	
	教育部門	5	5		8		
	小 計	53	54	1	66		
公営企業 等部門	国民健康保険	1	1		(一般行政 に含む)		
	簡易水道	2	2				
	下水道	2	2				
	小 計	5	5				
合 計		58	59	1	66		

※ 職員数は一般職を計上

(4) 人事評価の状況

区 分	管理職員	一般職員
人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
人事評価を実施していない		

2 職員の給与について

(1) 人件費の状況（一般会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口 (29年3月31日)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成28年度	1,519人	2,594,419千円	600,968千円	23.2%

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算見込）

職員数 A	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	1人当たり 給与費 B/A
54人	191,410千円	50,733千円	73,313千円	315,456千円	5,842千円

(3) 職員の平均給料月額等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	302,800円	41歳6カ月

(4) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	島牧村	国
一般行政職	大 学 卒	176,700円
	高 校 卒	144,600円

(5) 職員の期末・勤勉手当の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	島牧村			国		
	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)
6月期	1.225	0.850	2.075	1.225	0.850	2.075
12月期	1.375	0.850	2.225	1.375	0.850	2.225
計	2.600	1.700	4.300	2.600	1.700	4.300
役職段階別 加算措置	有			有		

(6) 職員の退職手当の状況（平成28年4月1日現在）

区分	島牧村		国	
	自己都合 (月分)	勸奨・定年 (月分)	自己都合 (月分)	応募・定年 (月分)
勤続20年	20.445	25.55625	20.445	25.55625
勤続25年	29.145	34.58250	29.145	34.58250
勤続35年	41.325	49.59000	41.325	49.59000
最高限度	49.590	49.59000	49.590	49.59000

(7) 職員の時間外手当の状況（一般会計）

区 分	平成27年度	平成28年度	前年比較
支給総額	10,007千円	11,452千円	1,445千円
職員1人当たり平均支給年額	303千円	382千円	79千円

(8) その他職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度見込)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 13,000円 その他 6,500円 16～22歳の年度の子 5,000円	同		3,988千円
住居手当	借賃12,000円を超える家賃 (手当上限27,000円)	同		0千円
通勤手当	自家用車利用職員 1km当たり30円 月額22日分	異	通勤距離に応じて支給	2,946千円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 課長等 40,000円 主幹等 30,000円	異	定額	7,920千円
寒冷地手当	11月～3月に支給 扶養親族がある世帯主 23,360円 その他世帯主 13,060円 その他 8,800円	同		3,998千円

3 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給料月額	期末手当	区 分	報酬月額	期末手当
村 長	630,000円	6月期 1.90月分	議 長	230,000円	6月期 1.90月分
副村長	550,000円	12月期 2.05月分	副議長	180,000円	12月期 2.05月分
教育長	515,000円	計 3.95月分	委員長	161,000円	計 3.95月分
		役職加算あり	議 員	155,000円	役職加算あり

4 職員の勤務時間その他の勤務条件について

(1) 勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

始業	終業	休憩時間	閉庁日
8時45分	17時30分	1時間	土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月31日～1月5日

※ 保育所や診療所などは異なった勤務形態となっています。

(2) 休暇等の種類と内容（平成28年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年に20日及び最大20日分の前年分残日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある日数
特別休暇 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚 5日 ・忌引 死亡した親族の続柄により1日～10日 ・産前産後 出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間まで ・夏季休暇 3日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 連続する2週間以上6月以内
育児休暇	子が3歳に達するまでの期間

(3) 年次有給休暇等の取得状況（平成28年1月～12月）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
2,449日	691日	74人	9.3日	28.2%

4 職員の分限及び懲戒処分について（平成28年度）

区分	内容	処分状況
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率を維持することを目的として行われる不利益処分であり、免職・降任・休職・降給の4種類がある。	なし
懲戒処分	職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合などに、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分であり、戒告・減給・停職・免職の4種類がある。	なし

5 職員の服務状況について

地方公務員法において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力をあげてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止などさまざまな義務や制限が課せられています。

6 職員の退職管理について

地方公務員法において、退職した職員が営利企業等に再就職した場合、退職前5年間に在職していた部署職員への働きかけや、その職員が決定した契約、処分に関する現職職員への働きかけが禁止されています。

7 職員の研修状況について（平成28年度）

種類	内容	対象者	終了者
電話応対&接遇マナー	正しい日本語の習得、電話応対マナーとトーク技術のレベルアップを図る。	新規採用	2名
新規採用基礎	町村職員としての自覚と意識の確立を図り、執務上必要な基礎的知識を習得させ、公務処理の適応力を養う。	新規採用	4名
初級	組織人としての意欲の高揚と能力開発を促し、執務上必要な基礎知識を習得及び公務能力の発揮、増進を図る。	採用2年目	4名
中級	中級職員としての役割、仕事の進め方、問題解決法等職務遂行に必要な基礎的能力の向上を図る。	採用5年目	1名
法務	法務知識の学習及び事例研修により、問題解決手法の向上を図る。	中堅職員	3名
指導能力	監督者に求められる基本的な役割と責務・能力について学び、管理者としての総合力向上を図る。	係長等	2名
管理能力	管理者に必要なマネジメントの基礎を学び、職場で重要な状況判断・方向付け等について実習する。	主幹等	3名
新任管理者	組織を統轄するために必要な知識、労務管理、法律問題等の基礎を学ぶ。	課長等	4名

8 職員の福利厚生のための各種団体及び利益の保護状況について

(1) 職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

・北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業 (住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など)

・北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等
貸付事業	一般資金、育英資金の貸付等
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等

公費負担 平成28年度実績 181千円

(2) 職員は、公平委員会（管内共同設置）に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立てを行うことができます。公平委員会では要求の審査及び不服申立てに対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。

- ・不利益処分に関する不服申立て 平成28年度実績 なし

この公表に関する問い合わせ先

島牧村役場 総務課総務係 75-6211